

食品安全と基準法、2006年

第22項

インド

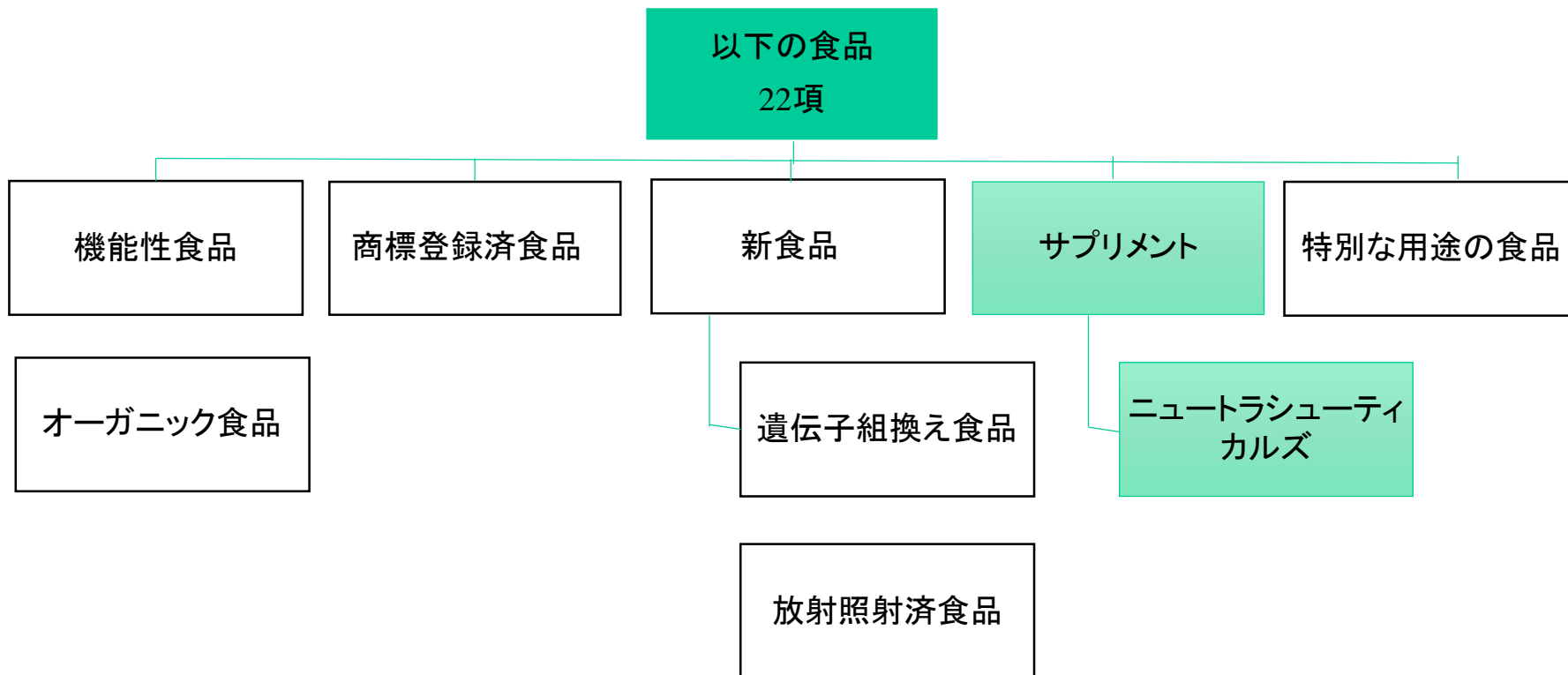
Joseph I Lewis

IADSA Annual General Meeting

プラハ

2016年 4月26日

食品安全と基準法、2006年



**食品安全と標準(サプリメント、機能性食品、特別な用途の食品、ニュートラシューティカルズと新食品)規制2015ー

**草案の通知:2015年7月30日;一般コメント

定 義

“サプリメント”

通常の食品を補給する食品を意味する、それらは、ビタミン、ミネラル、タンパク質、ミネラル複合物、アミノ酸、あるいは酵素、その他食事由来物質、植物あるいは植物由来物質、動物基原あるいはその他類似の既知で確立された栄養的あるいは生理学的機能がある物質の1種類あるいは複数の濃縮素材および存在するそれらの配合構成を有する食品で、1940年に規定されたで定義された医薬品に。は該当しない。その規則は、下記に示す。

“ニュートラシューティカルズ”

食品あるいは非食品源から単離精製された、生理活性を有するあるいは慢性疾患に対する防御能がある自然界に存在する化学成分を、意味する。そして、食品形態、顆粒、粉末、錠剤、カプセル剤、液体あるいはゲルの形状の製品で、市場にでていて、そしてサシエット、アンプル、ビン等の容器に入っており、量が記載されている。

サプリメントとニュートラシューティカルズ

記号	項目
I	ビタミンとミネラルのリスト EC 46/2002 * ビタミン13種類 * ミネラル14種類(フッ素を除く)
II	ビタミン、ミネラルおよびそれらの構成成分のリスト EC 46/2002
III	必須アミノ酸のリスト * 必須(不可欠)アミノ酸 * 非必須(可決)アミノ酸
V	ASU素材:植物あるいはボタニカル由来 * 約313素材 * 使用部位 * 抽出物
VI	ASU素材:動物由来 * 9種類:乳、ギー、蜂蜜等を含む
VII	ASU素材:ミネラルあるいは金属 * 約19種類:金、アスファティウム等を含む

記 号	項 目
VIII (a)	食品添加物のリスト(一部例外あり) Codex 13.6
VIII (e)	GMPLレベルで使用される食品添加物のリスト Codex 表3
IX	<p>ニュートラシューティカルズのリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> * 約300: エキナセア、イチョウ葉、朝鮮ニンジン、グルコサミン、フーディア、クリル油、CoQ10等 * サプリメント - 酵素の利用

通知待ち

**さらに、2・3点変更(コメントをレビュー中)

**製品許可規制を作成中

コメントに関して通知があるだろう